

Title	大宝戸令三歳以下条の復原およびその検証
Sub Title	The philological reconstruction of "Taiho Koryo (大宝戸令)" and its inspective attempt
Author	春名, 殷子(Haruna, Shigeko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.4 (1990. 12) ,p.59(411)- 83(435)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19901200-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大宝戸令三歳以下条の復原およびその検証

春名殷子

はじめに

律令を支配原理とする古代日本の人民支配は、戸令、

田令、賦役令によつて規定され、編戸造籍、班田、課役を通じて個別人身的に具体化された。

これらの戸籍を史料とする以上、それを基本的に規定した令の性質を問うことは依然として必要であると思われる。

これをうかがう史料として重要な位置を占めるのが大宝二年戸籍をはじめとする諸籍帳である。しかし、日本における最古の現存戸籍である大宝二年戸籍には、周知のように御野戸籍と西海道諸戸籍との様式の相違から、それを規定する令の異同をめぐつて多くの先学により種々の見解が示されてきたが、いまだに説得的な論に接しないまま、近年ではその依る令の問題に触れることなく大宝二年戸籍の分析が行われる傾向がみられる。しかし

一 大宝令における「丁」の性質

年齢区分呼称については、律令的人民支配の根幹とも

いうべき概念であるにもかかわらず、その制度が単純に過ぎるためか僅かな専論をのぞいてこれまで明白な諒承事項として扱われがちであった。

これを手掛りとして考察をするうえで問題となるのは、養老戸令三歳以下条に相当する大宝令がいかなるものであつたかという点であろう。

まず現在通説とされている滝川政次郎氏による復原を掲げ、若干の批判を試みたうえで私見を述べたい。

氏は史料として養老戸令三歳以下条⁽³⁾、令集解戸令三歳以下条古記⁽⁴⁾、大宝二年美濃国戸籍^(ママ)を挙げ、次の令文を復原された。

凡男女、三歳以下為縁。十六以下、為小。廿以下、為少。其男、廿一、為丁。六十一、為老。六十六、為耆。無夫者、為寡婦。^(◎印は滝川氏)

前掲諸史料ならびに唐代の年齢区分を掲げた諸史料と照らしてみると、この復原は二、三の呼称の相違を除いて一見なめらかな唐令の受容および養老令への移行をしめしており、何ら疑義の生じる余地はないようと思われる。滝川氏もまた、広汎にわたる大宝令の復原を行われたのちこれを養老令と比較して、字句の改竄、名称の変更に止まるものが大部分であることを指摘され「古令が

唐令の模倣に急にして我が国情に適せざるものと条文に入れたるを排し、努めてこれを日本の国情に合せしめんとし、古令の用語よりも平易にして包括力大なる用語への転換がなされた」との養老令の意味づけをされ、三歳以下条については「縁から黃、少から中、寡婦から寡妻妾であつたか」との按を付された。

他条についての批判はさしひかえるが、本条は律令的人民支配の基本となる年齢区分とその区分呼称を規定した部分であり、滝川氏が主張されるような單なる字句の置き換えにとどまらない重要な問題を含んでいると思われる。

その第一は日唐における負担構造の相違である。滝川氏によれば、大宝令における二十一歳から六十歳に至る区分呼称は、唐令、養老令と同じ「丁」である。しかし唐制の課役負担が「丁」のみの单一構造であるのにたいして、日本では「少」「丁」「老(次)」の三等制から成り立っている。したがって負担構造の性質が異なる以上、「丁」字に付された意味もまた異なるのではないだろうか。

まず現存する戸籍および計帳に示される課役負担者の呼称を表にまとめると、次のようになる。

表一 大宝令制下籍帳にみる負担区分呼称一覧

戸籍・計帳		年次
御野国戸籍	大宝二年	17
西海道戸籍	大宝二年	20
陸奥国戸籍	推和銅年間	21
下總国戸籍	養老五年	60
右京山背国計帳	神龜三年	61
隼人計帳	少丁	65
越前国計帳	少丁	次丁
（注）讀岐国計帳	中男	老夫
天平宝字元年	少丁	次丁
宝龜四年	中男	残疾A
（注）讀岐国計帳	正丁	残疾B
天平十二年	少丁	正丁
中男	中男	正丁
丁男	正丁	正丁
老男	老丁	老丁
（注）讀岐国計帳	（次）	老夫
一	残疾	次丁
一	次丁	残疾
	残丁	次丁
	残丁	残疾
	残丁	次丁

古記云。問。每人均使。未知。課不課皆使不。答。正丁六十日。次丁卅日。少丁十五日合使。

C 鹿牧令集解馬戸分番条

古記云。問。正丁、次丁、少丁上下等差以不。（後略）

D 続日本紀天平六年五月戊子条

太政官奏稱。左右京百姓。夏輸徭錢甚不堪弁。宜其正丁次丁。自「十」九月始令輸之。少丁勿輸。

E 続日本紀天平十九年五月戊寅条

太政官奏曰。封戸人數縁有多少。所輸雜物其數不等。是以。官位同等所給殊差。於法准量。理實不愜。請每一戸。以正丁五六人中男一人為率。則用鄉別課口二百八十。中男五十。擬為定數。

F 賦役令集解封戸条

古記云。（中略）課戸。謂少丁一人以上也。慶雲二年十一月四日格云。以四丁准一戸也。

G 田令集解置官田条

古記云。注中以上戸。謂計丁數定之。（中略）慶雲三年格云。一戸之内。八丁以上為大戸。六丁為上戸。

呼称は、養老令制下の天平宝字元年から宝龜四年の間と推定される讀岐国計帳に現れる「丁男」⁽⁶⁾となるはずである。しかし大宝令制下の現存籍帳には、滝川氏が史料とされた御野戸籍を含めて、例外なく「正丁」の呼称が用いられていることに注目したい。

さらに籍帳以外の史料から例をあげよう。

A 賦役令集解歳役条

古記云。（中略）慶雲三年二月十六日格云。准令。正丁歳役。收庸布二丈六尺。

B 賦役令集解雜徭条

四丁為中。二丁為下戸。一丁不在計例也。

H 続日本紀慶雲三年閏正月庚寅条

(前略)准令。京及畿内人身輸調。減半。於諸國 宜罷人身之布輸戸別之調。乃異外邦之民。以優内国之口。輸調之式。依一戸之丁制四等之戸。

I 続日本紀養老元年五月辛酉条

以大計帳。四季帳。六年見丁帳。青苗簿。輸租帳等式。頒下於七道諸国。

J 正倉院文書神龜六年志摩國輸庸帳

志摩國司解 申神龜六年輸庸事

管郡貳、課丁壹仟陸拾貳正丁九百卅一
次丁二百卅一

K 正倉院文書天平六年出雲國計会帳

天平五年八月十九日

一同日進上公文壹拾捌卷參紙 大帳二卷鄉戸課丁帳

一卷(後略)

L 続日本紀和銅七年二月辛卯条

詔曰。(中略)宜今輸絶絲綿布調國等。調庸以外。每

人儲絲一斤。綿二斤。布六段。謂年十五以上。
六十五以下者。

例 A し E に示されたように大宝令制下では二十一と六

十歳の「狭義の丁」をさす場合、例外なく「正丁」の呼

謂。正丁。即不限親疎也。

称が用いられ、単に「丁」とある場合は、例 F し K にみるよう複数の負担区分をふくむ「広義の丁」として用いられていることが判る。一方 L は非「丁」の十五、十六歳を含むため「毎丁」ではなく「每人」とした例で、「丁」字に対する明確な認識が窺われる。⁽⁸⁾これを二十一と六十歳までの区分を令によつて「丁」と規定したことが明文化されている養老令制下の諸例と比較してみよう。

M 養老戸令三歳以下条

(前略)其男廿一為丁。六十一為老。六十六為耆。

N 養老戸令造帳籍条

凡戸口當造帳籍之次。計年。將入丁老疾。

O 養老軍防令配烽子条

凡烽。各配烽子四人。若無丁處。通取次丁。

O' 同条義解

謂。雖是次丁。同正丁法。不可取八人也。

P 養老軍防令充衛防条

凡差兵士充衛士防人者。父子兄弟不得併遣。若祖父

母父母老疾合侍。家無兼丁。不在衛士及防人限。

P' 同条義解

Q 養老賦役令調絹絶条

凡調絹絶絲綿布。並從鄉土所出。正丁一人。絹絶八尺五寸。六丁成匹。

R 養老賦役令歳役条

凡正丁歳役十日。若須收庸者。布二丈六尺。（中略）次丁二人同一正丁。中男及京畿内。不在收庸之例。其丁赴役之日。長官親自點檢。并閱衣糧。周備。然後發遣。

S 養老厩牧令馬戸条

凡馬戸。分番上下。其調草。正丁二百圍。次丁一百圍。中男五十圍。

T 養老賦役令斐陀国条

凡斐陀国。庸調俱免。每里點匠丁十人。每四丁給廝丁一人。一年一替。餘丁輸米充匠丁食。正丁六斗。次丁三斗。中男一斗五升。

U 養老選叙令職事官患解条

（前略）其以才伎長上諸司者。若充侍。遭喪。患解者。侍終。服滿。及患損之日。還令上本司。應充侍者。先盡兼丁。兼丁。謂中男以上。

V 養老賦役令差科条

凡差科。先富強。後貧弱。先多丁。後少丁。其分番

上役者。家有兼丁者要月。家貧單身者閑月。

養老令においては、例N O Pのように「丁」はMの定義と同じく「狭義」の用いられ方をしている。しかしQ

R S Tにおいては令文それ自体または本注に「正丁」の語が用いられており、またT Uも「丁」は依然として大宝令的な「広義の丁」として用いられている。特に注目されるのは義解で、O Pのように養老令施行後半世紀以上を経た天長年間においてさえ、令文の「丁」の性格を明確化するためには「正丁」の語を用いている点である。

養老戸令三歳以下条において唐令と同じく「丁」を「狭義の丁」と規定したものの、賦役令、軍防令など人民支配に直接具体的にかかわる部分では「丁」字のもつ曖昧性を忌避ないしは補足する必要から、令文に「正丁」の語を用い、あるいは注を付したものと考えられよう。

ところでこれら養老令制下の不統一の現象は何によつて惹きおこされたのであらうか。結果論として述べれば「古令が唐令の模倣に急にして我が国情に適せざるもの¹⁰を条文に入れたるを排し」たためではなく、複数の負担構造をもつ日本の実情をそのままにして、唐令の令文を模倣したことのひずみを示したものと言えよう。このこ

下の諸史料に統一的に示される「正丁」の語、および正丁・次丁（老丁）・少丁を包括する「丁」の語が複数の負担構造による当時の制度とよくなじんでいるとみえることでも証されると思う。

以上の考察をふまえて、ここで滝川氏の復原についての疑問を述べたい。第一は氏が御野戸籍を大宝令に依つたものか否かの検証を抜きにして史料として扱われた点であり、同じく大宝二年の戸籍である西海道戸籍を検証なしで除外された点である。そのため氏説には史料操作にかかる矛盾が示されている。すなわち滝川氏が挙げられた史料を予断なく読むかぎりでは、二十一～六十歳に至る区分呼称は「正」であり、六十一～六十五歳に至る区分呼称は「次」となるべきである。氏説のためには御野戸籍ではなく、むしろ二十一～六十歳の区分に「丁妻・丁妾・丁女」、六十一～六十五歳の区分に「老」の呼称をもつ西海道戸籍を史料として挙げられたほうが整合的ではなかつたろうか。

第二は「正丁」の区分呼称に関する点である。第一表で示したように、大宝令制下のすべての現存戸籍計帳が二十一～六十歳を「正丁」としており、養老令制下で当該区分の呼称が「丁」と規定された時点においてさえ讀

岐国計帳の一例を除いて「正丁」の語が使用されているにもかかわらず「丁」として復原された点である。氏は少なくとも自ら史料として掲げられた御野戸籍の表記「正丁」「正女」から「丁」の呼称を導きだされたことの説明を行う必要があつたと思われる。

たしかに大宝令には養老令の「三歳以下条」による「丁」の規定のような形での「正丁」の語は存在しているかのように考えられる。しかしこの語が大宝令制下での年齢区分呼称をしめす律令用語であつたことは、次にW、Xとして掲げる賦役令集解歳役条令积所引の「慶雲三年二月十六日格」および賦役令集解調絹絶条令积所引の「古説」⁽¹¹⁾によつて知られるのである。

W 慶雲三年二月十六日格云。凡身役十日以上免庸。廿日以上調庸俱免。役日雖多。不得過卅日。其役廿日。乃給公糧。又云。准令。正丁歲役二丈六尺。自此以後。宜減半。

X 古説云。問。其調副物。正丁一人紫三両者。未知。

次丁。少丁若為。答。依文。次丁少丁不合輸。

さらに『類聚三代格』所載の天平勝宝九歳四月四日ならびに同書天平宝字二年七月三日付の勅によつてもこのことは明らかである。

Y勅。天下百姓。成童之歳。則入輕徭。既冠之年。便當正役。量其勞苦。用軫于懷。昔者先帝亦有此趣。猶未施行。自今以後。宜以十八為中男。廿二歲為正丁。（後略）

Z勅。東海東山道問民苦使正六位下藤原朝臣淨弁等奏稱。兩道百姓盡頭言曰。依去天平勝寶九歲四月四日

恩詔。中男正丁。並加一歲。老丁耆老。俱脫恩私。伏請。一准中男正丁。欲露非常洪澤者。所請當理。仍湏憫矜。宣告天下諸國。自今以後。以六十為老丁。以六十五為耆老。（後略）

この勅Yからも大宝戸令三歳以下条の令文に「正丁」の語が存在したことを推定するのはきわめて自然と思われる。一方、勅Zは養老令施行後に発布されたものであるから、従つて養老令制下の籍帳が「丁男」と表記した讀岐国計帳の一例を除いてすべて「正丁」の呼称に従っているのは、この勅格に規定されたものであろう。また戸令集解三歳以下条の令釈に「其男廿一為丁。此説。始為正丁之義」とあるのは、養老令によつて変更された「丁」の概念を、すでに普遍的法律用語として定着をみた「正丁」の語によつて説明したものと理解したい。

以上、大宝令制下における二十一~六十歳に至る呼称

を「丁」と復原された滝川氏案に対し、当該区分すなわち「狭義の丁」の呼称は「正丁」であり、同時に「丁」は養老令に示される「狭義の丁」ではなく、老殘の次丁、少丁という複数の課役負担区分をふくむ「広義の丁」を意味したとする私説を述べた。

二 大宝戸令三歳以下条の復原

周知のようだ大宝令の復原を試みるうえで最も基本となる史料は令集解に収録された古記であるが、三歳以下条に関するかぎりわずかに寡婦に関する規定をみるだけであり、したがつて年令区分および区分呼称の復原史料は、主として大宝令制下の諸籍帳に求めることとなる。しかし、中心となる大宝二年御野戸籍と西海道戸籍のあいだには、様式のうえで少なからぬ相違がみられ、これをめぐつて多くの先学により規定する令の異同が論じられてきた。本稿でもこの問題を避けて両戸籍ないしはその一方を史料として扱うことができないのはいうまでもない。まずこの問題について諸研究を整理された高島正人氏の⁽¹²⁾表によつて、その概要を知ることが便利かと思われる。なお高島氏自身の⁽¹³⁾説および以降の諸説は、氏の方法に倣つて追加させていただいた。

表二 令の異同に関する主要諸説の要点

氏名	理由	
	川上	岸
川上多助	多助	俊男
岸虎尾	俊哉	俊男
今江廣道	崇	正人
高橋高島	大	人
曾我部忠夫	大	人
野村雄介	大	人
米田耿子	大	人
平田口	大	人
御野	大	人
西海道	大	人

様式の相違。北九州籍と養老以降籍の様式の近似。
様式の相違。淨御原令と御野、大宝令と九州との用字用語の相應。
大宝令は六歳受田、西海道は一歳戸口集計様式は基本的に同一。
大宝二年戸籍の位階は大宝令制に依る。
様式の相違は式(令)の相違。西海道は大宝令の施行遅れる。
造籍式の不備。
御野と西涼戸籍、西海道と両魏戸籍の類似。
御野様式の特殊性は當時施行された造籍様式のひとつ。
大宝軍防令では兵士は正丁。但し御野の少丁兵士は淨御原の遺制。
但し御野の人名列記用語「次」「児」男女別記等の様式は庚午年籍に遡る。
美濃方式と比べ西海道方式は律令的人身把握が確実化している。

(注) 淨 = 淨御原令、大 = 大宝令

川上多助氏⁽¹⁵⁾は早く本論のテーマである年齢区分呼称の異同に着目され「徵すべき確証のあるわけではないが」と付言されたうえで「御野の戸籍は前代の方法を襲ひ、或いは淨御原朝廷の定むるところに従ひ記載されたのに反し、豊筑の戸籍は大宝令に従つたためにかくの如き相異を生じたのではなかろうか」と述べられた。

ついで岸俊男氏⁽¹⁶⁾はこの川上氏の示唆をすすめ、特に記載事項の相違を検討され「大宝の戸籍様式には、美濃・陸奥型と北九州型の二様式の存在したこと」から「前者

されたことによつても知られるが、この両令間の用字・用語に示される相異が美濃・陸奥型と北九州型の両戸籍の記載様式の相異に相通じるものももつてているようと思われる」とされた。

以上で明らかかなように川上、岸両氏は、様式の相違に視点をおいて論をすすめられてきた。しかしこの両戸籍には基本となる用字・用語の上での共通点が示されていくことも看過できない事実であろう。

とくに年令区分呼称については、表三のように区分呼

を淨御原朝廷令、すなわち天武令によるもの、後者を大宝令による可能性が多い」とされ、その理由として天武・大宝間には、大宝・

養老令間を上廻るかなりの相異がみられること、「とくにそのことが用語・用字において端的に窺わ

れることは、井上氏が郡司制度の成立について大宝令では郡・大領

・少領と記されていたものが、そ

れ以前の近江令・天武令においては評・評督・助督とあつたと考証

称に一、二の相違はみられるものの、年令区分について
は両戸籍間で完全な一致を示していること、特に負担構
造の中心である「正丁」ならびに「少丁」の年齢区分お
よび区分呼称の一一致、また六十一～六十五歳の男が御野
戸籍では「次丁」西海道戸籍では「老夫」とそれぞれ異
なる呼称ながらともに正丁につぐ第二位の負担区分に組
み込まれていること、さらにこの年令区分には残疾者優
遇規定が適用されなかつたとみなしうるなどの重要な点
での一致が見出される。

岸俊男氏は「戸籍の第一義が貢租徵税であり、ことに
計帳成立前の戸籍にはその傾向が強い」旨を述べられて
いるが、私も氏説に賛成である。である故にこれらの課
役を負担すべき区分に関する一致、特に六十一～六十五
歳の区分は第五章で述べるように大宝令と前令との間で
「老」の年齢区分に移動があつたことが推考されるだけ
に、その一致の意味は大きいと思われる。

以上年齢区分呼称の視点から、私は御野、西海道両戸
籍はともに大宝令によるものとし、大宝令制下の御野、
西海道両戸籍、陸奥国戸籍、下総国戸籍および戸令集解
三歳以下条古記、老残条古記ならびに出雲国大税賦給歴
名帳を史料とし以下のように復原した。

大宝戸令三歳以下条の復原およびその検証

「凡男女。三歳以下為縁。十六以下為小。其男。十七以
上廿以下為少丁。廿一以上六十以下為正丁。六十一以上
六十五以下為老。六十六以上為耆。無夫者為寡婦。⁽¹⁸⁾」

滝川氏説と私説との相違の第一は「其男」の置かれた
位置である。氏説での「其男」は唐令、養老令と同様
二十一～六十一歳の「狭義の丁」に限定している。しか
し三歳以下条を含む「戸令五～八条の一群は戸の構成要
素と口及び戸の類別規定」すなわち課役負担者である丁
の規定をも意図するものもあるから、この語は必然的
に「広義の丁」を包括する位置におかれたはずである。
但し「老」の区分が「広義の丁」に含まれるにもかかわ
らず「丁」字を付さなかつた理由は、第三、四章で触れ
る。

第二に、二十一～六十歳の区分呼称である。私説でこ
の区分の呼称を「正丁」とした理由はすでに第一章で述
べた。滝川氏説である「丁」は、西海道の女子呼称であ
る「丁妻・丁妾・丁女」には有効であるが、御野、西海
道の男子および御野の女子呼称と相違し、一方私説では
西海道の女子呼称と矛盾することになるのである。
第三に令文の文体の相違である。

仁井田陞氏が『唐令拾遺』において「諸書の引く唐令

表三 御野・西海道・下総戸籍における年齢区分呼称一覧

下 総	西 海 道	御 野	
緑 緑 女 児	緑 緑 女 児	緑 緑 女 児	1 ~ 3
小 小 女 子	小 小 女 子	小 小 女 子	4 ~ 16
次 女	少 丁	次 女 妾 妻 丁	少 少 女 丁
丁 丁 正 女 妾 妻 丁	丁 丁 正 女 妾 妻 丁	丁 丁 正 女 妾 妻 丁	21 ~ 60
老 老 女 妻 丁	老 老 女 妻 夫	老 老 女 妻 夫	61 ~ 65
耆 耆 女 妻 老	耆 耆 女 妻 老	耆 耆 女 妻 老	66 ~
残 丁	疾	次 丁	残 疾 者

の中には、往々にして唐令の意を取り、或いは略して文を成したものがある」と示唆されたように、年齢区分に関する唐代の諸史料の文体は必ずしも一定ではない。しかしこれらを取意文と見做せば、以下に分類した四種のパターンから唐令の文体の大略を窺うことは可能である。

A ○歳為□

○歳以上為□

○歳以下為□

D C B A

Aで統一されている例に通典、旧唐書、冊府元龜が引く武徳令があり、区分呼称「黃」から「中」までをC、「丁」「老」をAとした例に文献通考、通典が掲げる開元二十五年令および宋刑統がある。これから推して、唐代における年齢区分呼称を規定する最も原則的な文体は、Dを中心にしてBCを組み合せた晋戸調式、北齊河清三年令などに近似したものであつたことが察せられるものの、大宝令の藍本とされる永徽令の文体は窺うべくもない。

しかし正丁の前後に少丁・次丁の負担区分をもつ大宝令と晋制との近似は、既に曾我部静雄、虎尾俊哉氏の指摘(20)がある。日本における晋制の継受の実態は現在明らかでないが、私は大宝令編纂者が加上法的発想によつて敢えて唐制を避けて範を晋制に求めたとし、「男女年十六已上至六十為正丁。十五已下至十三、六十一已上至六十五為次丁。十二已下、六十六已上為老小、不事」の晋戸調式の文体をふまえて、課役負担区分については始年と終年を記したはなはだ煩雜な文体を探つて復原した。

三 西海道戸籍男女呼称の相違について

養老令三歳以下条には「凡服役之道。老壯異科。故隨其年秩。制三等法。其女者非力役之例。故唯挙男。若可

注帳籍者。自依丁老耆法也」の義解が付されている。女子の籍帳に記すべき呼称は同区分の男子のそれと同じであることがここに述べられているのである。男女が同一の呼称に従うことは秦漢以来の中国籍帳の原則であり、日本でもこの原則は継受したものとみてよいであろう。ところが西海道戸籍では男女間の呼称に明らかな不統一が示されている。

A 秦部木間	年貳拾肆歳	正 ²¹ 丁
B 高屋勝伊佐賣	年貳拾漆歳	丁 ²² 妻 ²³
C 狹度勝軍布賣	年參拾貳歳	丁 ²⁴ 妻 ²⁵
D 秦部真根賣	年拾捌歳	少 ²⁶ 丁 ²⁷ 妻 ²⁸
E 秦部麻呂	年拾漆歳	
F 川辺勝妹賣	年拾玖歳	
G 狹度勝古麻賣	年拾玖歳	
H 葛野部伊氣豆賣	年拾漆歳	
	次女 ²⁹	
	次女 ³⁰	

この「正丁・丁妻妾女」「少丁・次妻妾女」の組合せは何に起因するのであらうか。

私はこの西海道戸籍における同一区分の男女呼称の不統一が、課役負担区分である十七歳から二十歳、二十一歳から六十歳に至る区分にのみ限られた現象である点に注目した。

これは大宝戸令三歳以下条が、私案の「其男」十七以上廿以下為少丁、廿一以上六十以下為正丁、六十一以上六十五以下為老」であつたとの仮定を前提として、これを窮屈に解釈した結果ではないだろうか。すなわち御野では男女を同一呼称とするという慣習あるいはなんらかの規定にしたがつて「少丁・少女」「正丁・正女」としたのにたいし、西海道では「其男」へ為少丁へ為正丁」を文字通り丁字の付された男子にのみ関する規定と解釈したのではなかつたか。

とすれば、令に規定のないのは少丁と正丁に相当する十七と二十、二十一と六十までの女子のみとなる。すなわち少丁、正丁の年齢区分に相当する女子は不課口である故に「丁」と明記した令の規定は及ばないものと受取られたのではなかつたか。⁽³⁰⁾これと同様の解釈から、老は正丁に次ぐ負担体系の第二位（次丁）を占めるが、三歳以下条では「老丁」ではなく、単に「老」と記されたゆえに少丁と正丁に冠せられた「其男」から外されると理

解したものと考えられる。

であるなら、令に規定されず、しかも下総戸籍以降の籍帳にも継承される西海道の女子呼称は、何に依ったのであろうか。

この西海道の「少丁・次女」「正丁・丁女」に類似した現象が、天平以降の籍帳に「中男・少女」の型で現れてくる。中男作物への移行に関連する少丁の負担の変化にともなう現象である。平野博之氏⁽³¹⁾はこの過程を三段階に分類されたが、このうちの最後の段階すなわち養老令施行後の「原則として中男・中女の型の段階にありながら、女子呼称が男子呼称とされて前令に依っている」状態に注目したい。

不課である女子の呼称が現行法からはずれているこのケースと同様の過渡期的現象として、西海道の女子呼称が課役負担と絡む法解釈上の齟齬から、大宝令前の法に従つて記載されたと考えることは自然であろう。

とすれば、ここから逆に大宝令前の同区分の呼称は「次」および「丁」であつたと推定することが可能となる。大宝令の「少」に相当する令前法の区分呼称が「次」であることは、僅か一例ではあるが、西海道戸籍に「次丁」の呼称を付された十八歳の少丁の存在することから

も証せられよう。⁽³²⁾

正倉院文書豊前国仲津郡丁里戸籍
大屋勝犬麻呂 年拾捌歳 次丁⁽³³⁾

四 令前法への試論

しかし、前章で述べた西海道戸籍内での男女呼称の不統一、および御野、西海道戸籍間の様式の不統一を、単に大宝令の施行にともなう過渡期的現象とみなすことはできない。もし過渡期における解釈上の齟齬であるなら、造籍式の存在が明らかに養老五年の下総戸籍において改正を見るはずである。しかるに下総戸籍では、西海道戸籍の「老夫」から「老丁」へと課役負担者であることが明確に規定された呼称への改訂はみられるものの、女子呼称についての矛盾はそのまま引継がれているからである。

ここで注目したいのは、大宝三年七月甲午条の庚午年籍についての詔である。「庚午年籍そのものとしては何等特殊の戸籍ではなかつたとしても」と断りつつその意義を定氏姓に求める井上光貞氏説⁽³⁴⁾、定姓は本来的意義ではないとする岸俊男氏説⁽³⁵⁾があるが、小論では「籍帳之設。國家大信。逐時変更。詐偽必起。宜以庚午年籍為

定。更無改易」の詔の出された時期について考えたい。

大宝三年七月五日という時期は、造籍が規定通りに行われたのであれば、大宝二年十一月に着手し、翌三年五月三十日までに完成した戸籍が、京進された結果によるものと理解されよう。しかし「大略以淨御原朝庭為准³⁶⁾正」³⁷⁾とはいえ、細部ではかなりの変更が推測される大宝二年時の造籍において、作業が規定通りに遅滞なく進行したかどうかは疑問である。

私見によれば大宝令施行後最初の造籍である大宝二年戸籍は、近江、淨御原朝の戸籍とは異なる独自の制度と様式を意図したものであった。御野戸籍は基本的には新様式に従つて造籍を完了した一例であるが、全国的にみれば従来とは異なる形式と記載内容——三等制による政戸、九等戸、五保の記載。年齢区分および区分呼称、親族呼称³⁸⁾等の変更。男女並記から別記³⁹⁾へ、一行一口から一行三口への戸口歴名部の変更、戸籍と計帳との分離を予測させる戸口集計部の課不課による分類形式から男女奴婢の順に記載する形式への変更。戸籍と受田帳の分離ないし分離の予定を推測させる受田額の削除⁴⁰⁾などがその主たるものであつたと考えられる——の変更による混乱が生じたのではないか。期間内に太政官に到着した諸

戸籍のなかにも政府の打出した新機軸にそぐわない様式上の混乱がみられたことは想像に難くない。おそらくはこのことこそが大宝三年七月甲午の詔を出す直接的な理由となつたのではないかろうか。

青木和夫氏⁴¹⁾は庚午年籍が氏姓を正す場合に利用された理由として論談「戸令・戸籍・計帳」の席上で「庚午以前の戸籍の体裁が違つていたために大宝以後には利用しえない」との戸籍の形式を問題として提起された。これをうけて竹内理三氏⁴²⁾が「庚午年籍とは、それ以後の戸籍と同じような体裁をとつた初めての戸籍」とまとめられたが、この青木、竹内両氏の体裁にかんする指摘は、おそらく大宝二年御野戸籍と西海道戸籍という同一令による二様式の並存を説明するうえでの重要な点であるだけでなく、西海道と下総戸籍の様式上の類似を理解するうえでの鍵となるものと思われる。

すなわち同詔は、戸籍を比較するうえで同一形式に従わなかつたことの不便に気付いたものか、或いは新様式がもたらした混乱の最も有効な收拾措置として従来の形式にたちもどる方策であつたのかは明らかになしえないが、おそらくはその双方をめざしたものであろう。

周知のように「水海大津宮庚午年籍莫除」の注文が戸

令集解戸籍条古記から窺われる。しかし大宝三年七月甲午の詔は古記の「莫除」を重ねて述べているのではなく「無改易」を命じているのである。つまり令文と勅ではその目的とするところが異なる点を重視したい。

ところで同詔には「逐時変更」の目的語が省略されている。何かを変更すればこそ「詐偽必起」なのであり、その詐偽の対象には氏姓のみならず年齢、障害状態、戸口の増減等も含まれる筈である。とすれば逐時変更の対象として考えられるのは戸籍の様式であり「改易」を禁じる対象も同じく戸籍の様式ではないだろうか。

仮りにこれを改氏姓としても、詔が出された時点で、京進された戸籍の個々人の氏姓に関する内容にまで立ち入って調査するだけの時間的余裕があつたとは考え難いところから、この二史料の時間的関係は滝川政次郎氏復原の大宝戸令戸籍条⁽⁴⁴⁾に従い、「無改易」を命じる詔を受けた形で戸籍条に「莫除」の注が付されたものとしたい。虚心に読めば古記が示す注文は単に保存を命じているだけであり、記事もまたおそらく古記成立の間に撰上をみた古事記や日本書紀中の允恭紀造籍の故事を述べたに止まるのである。

なお庚午年籍と庚寅年籍との間には五十戸一里制採用

の時期⁽⁴⁵⁾、民部家部⁽⁴⁶⁾・部曲をめぐる制度上の相違のほかに庚寅年籍女子初附⁽⁴⁷⁾の可能性等の問題があるが、これらの諸点をふまえたうえでなお「庚午年籍は日本ではじめて全国的規模で造られた戸籍であった。それには人民の一人一人の名が書き連ねられた」とされるその様式は基本的には同じであつたとし、この詔によつて大宝令施行当初に試みられた新形式＝御野型は撤回されたものと考えたい。

或いはこの措置は、慶雲三年以降にみられる一連の大宝令見直しのごく早い例とみることもできよう。

とするなら、御野、西海道両戸籍の相違は、大宝令の施行時期にともなう地域性の問題⁽⁴⁹⁾というよりは、むしろ大宝三年七月甲午条の詔を軸とした造籍の完了の時間の問題ではなかつたろうか。すなわち、大宝二年七月以前に京進をみた御野戸籍は基本的には新様式に従つたものであり、造籍作業の遅れた西海道戸籍⁽⁵⁰⁾は大宝令の令旨に従つているが形としては大宝令前の様式を踏襲したもの、と考えられるのである。

この仮説を前提として、私は一、御野・西海道戸籍に共通する事項は大宝令によるもの。二、御野戸籍にのみ存在する事項は、大宝二年造籍時に新設されたが大宝三

年七月の詔によつて撤回されたもの。三、西海道のみに存在したか西海道・下総戸籍に共通するが御野にはみられない項目は、庚午年籍を起点とする大宝令以前の戸籍にも存在したもの、と推測した。すなわち一は年令区分「縁児縁女、小子小女、少丁、正丁、耆老耆女」の呼称、

位階、戸籍継日裏書等の地名に示される「郡・里」表記。二は政戸、九等戸、五保、一行三口男女別記の歴名配列順序、男女奴婢の順による戸口集計部、「同党」等の親族呼称、歴名部の簡体数字の使用などである。三の近江、淨御原朝の戸籍にもあつたと推定されるものは「次、丁、老」の年令区分呼称と「妻、妾」の女子の身分的呼称、「従父兄弟」などの親族呼称、一行一口男女並記の歴名部配列順序、課不課に二分する戸口集計部の形式、受田額の記載および集計部の繁体数字の使用などであつたといふことになる。

また疾者に関するみると、御野戸籍歴名部には十九歳および二十一～六十歳の疾者の障害状態が記載されているが、戸口集計部において後者は六十一～六十五歳の男子とともに老残条の規定である「次丁」の負担呼称のもとに一括計上されている。⁽⁵¹⁾一方西海道戸籍の歴名部では障害状態の記載はなく単に「疾」と記され、集計

部においても（正丁）疾と老夫とは別に計上されてい
る。この後者の様式は下総戸籍と共に通するところから三
に相当するが、これは次章で触れるように、老不課であ
つた令前法の形を踏襲したものとみなされよう。

この疾に関する呼称を女子呼称と照合すると、御野
・少女・正女・次丁（老丁を含む）、西海道・次妻妾女
・丁妻妾女・疾（老夫を含まず）というセットとなつて
いることが知られる。稿を改めて述べるが、この型式は、
老不課であり従つて老残条の存在しなかつた令前法の令
意になじむ型であると考える。この点からも西海道戸籍
の令前の様式の継承が証せられよう。

以上が形式の相違にかんする私説であるが、形式や用
語のうえでは一見異なつた様相を示している両戸籍が、
じつは戸口掌握という戸籍の第一義に視点をおけば全く
差違がないことに注目したい。受田記事の有無、政戸・
五保にかんする項目以外はすべて形式・用語用字の相違
であり、見直しによつて従前の戸籍形式に戻つても、年
齢区分と課役負担区分が大宝令の規定に従つていて、
大宝令制下の人民支配にはいささかの支障もきたしてい
ないことが知られるのである。

五 「老」にみる大宝令の特殊性

周知のように西海道戸籍の六十一～六十五歳の区分には「老夫」という他に類のない呼称がみられる。この独特な呼称はすでに述べたように「六十一以上六十五以下為老」の条文を窮屈に解釈して、令前法の呼称「老夫」に従つたのであろう。第三章で私は三歳以下条の条文が「其男……為少丁……為正丁……為老」であつて「丁」字を欠いているために「老丁」の表記はとらなかつたとした。しかし第二位の課役負担者として戸口集計部に計算されていることからも「老夫」が御野戸籍の「次丁」と同等に位置づけられていたことは明らかである。本章では三歳以下条の条文に「老丁」の語がなかつたとする私案への検証を含めて、大宝令制下における「老」の特殊性に触れてみたい。

中国歴代の年令区分呼称に共通してみられることであるが、儒教思想を基盤とする律令国家において「老」はイコール「免」であった。五十九歳であつても七十歳であつても「老」に区分されることは課役の免除を意味した。このことは「正丁」より高年齢の負担区分をもつ晋制においても例外ではない。

晋戸調式では十三～十五歳とともに六十一～六十五歳を次丁としているが、後者は大宝令の「老」の年令に相当する。大宝令もこれに倣つて「老」を「次」とし「耆」を「老」とするほうがすつきりしたと想像される。にもかかわらず三歳以下条において「老」としながら老残条によつて「次丁」という課役負担呼称をこの年齢区分に對してのみ二重に課したのには、それなりの理由があるはずである。

一つには中国で「老」の起年が時代を追つて早められる傾向がみられることがと関連があろう。北魏では七十歳老免であったものが、北齊では六十六歳還田免租調。北周では六十五歳免であり、隋に至つて女子の課役免とともに「老」は六十歳に繰下げられた。これらの推移からみて「老」の起年をどこへおくかの基準は、一面で儒教的政治倫理をはかる尺度でもあつたといえる。

したがつて大宝令において六十一～六十五歳を「次丁」として負担構造に組み込みながら、一方で免の謂である「老」の呼称を付すという矛盾を犯したのは、中国にたいするなんらかの意識の現れ⁵³とみるとことができよう。そう考へるなら私案三歳以下条で「老」と復原し、「老丁」としなかつた点も理解されると思う。

しかし本論での問題は当時の日本の為政者の意識にあるのではなく、何故そのような姑息な手段を弄してまで、老イコール免としなかつたかという点にある。「耆」という他の律令国家に例をみない新たな区分呼称を設けてまで「六十一歳＝老＝課」にこだわったのには、国家的体面を超える現実的な理由がなければならない。

結論を先に述べれば、この措置は他の課役負担区分とのバランスの問題であつたとおもわれる。すなわち大宝令制下では賦役令調絹縄條古説その他が示すように、その賦課物は同質異量である。したがつて六十一～六十五歳を「老免」となしえない理由としては、令前法においてこの年齢区分が少丁に相当する「次」の区分より上位の負担区分に付されていたこと、すなわち「丁」に含まれていたことが推察されるのである。

以上の考察と第三章、第四章における西海道戸籍男女呼称の不統一をめぐる試論を併せて、庚午年籍を起点とする近江令制下における年令区分呼称は次のような形であつたと推定した。⁽⁵⁴⁾

十四以下＝小（三歳以下不明）

十五以上廿以下＝次

二十一以上六十五以下＝丁

六十六以上＝老＝免

この年令区分は以後大宝令にいたるまでの間、おそらくは天武期に次のような形に改められたと推考される。

十六以下＝小（三歳以下不明）

十七以上廿以下＝次

廿一以上六十五以下＝丁

六十六以上＝老＝免

なお庚午年籍における「次」の始年については、造戸籍がおこなわれた翌年の天智十年三月甲寅条「常陸國貢中臣部若子。長六寸。其生年丙辰至於此歲。十六年也」をあげ、これをその前年が庚午年であったことから平時の獻上ではないとし、当時十五、六歳が成年の一基準であることを導きだされた勝浦令子氏説⁽⁵⁵⁾によつたが、男十五歳が当時の成人の基準であつたことは、戸令集解聴婚嫁条⁽⁵⁶⁾にも明らかである。また和銅七年一月辛卯条の詔「宜今輸絹絲綿布調國等調庸以外。每人儲絲一斤。綿二斤。布六段。謂年十五以上六十五以下者」⁽⁵⁷⁾は、十七為少丁である和銅年間においても十五歳が成人＝入丁の基準として依然存続していることを示したものと思う。

これによつて大宝令では、令前の丁・次からなる二等制から独自の正丁・次丁（殘疾丁老丁）・少丁による三等

表四 私案による近江・浄御原・大宝令年齢区分と負担順位

大宝令	淨御原令	近江令	
緑	?	?	1 3
小	小	小	4 14
少	次	次	15 16
丁	次	次	17 20
正	丁	丁	21 60
老	次	次	61 65
耆	老	老	65 1

制への負担構造の変更およびそれに伴う老の年令区分移動とともに、広義の入丁の年齢を庚午年籍当時からみれば二歳繰り下げたことが知られるのである。

六 「著」について

しかしこの令前の年令区分呼称についての私説を説得的にするためには、一つ問題が残されている。浦田明子氏が編戸の行われた具体的な証明として挙げられた持統四年四月癸丑条「賜京與畿内耆老耆女、五千卅一人、稻人廿束」⁽⁵⁹⁾の記事に示される耆老耆女が年齢区分呼称であるならば、令前法に「耆」の区分がないとする私説と矛盾するからである。

表五 持統前後の賑給記事一覧

J	I	H	G	F	E	D	C	B	A		年	月	日	對象	內容			
朱鳥元年十二月壬辰	持統元年正月庚辰	持統四年正月甲午	持統四年三月丙申	持統四年四年癸丑	持統六年三月甲午	持統七年正月丙午	持統十一年正月戊申	持統十一年十月戊申	大宝元年十一月壬申	老疾	京師八十以上篤疾貧不能自存者	鰥寡孤独篤癃貧不能自存者	京與畿內八十以上	京與畿內耆老者女五千卅一人	天下百姓困乏窮者	天下鰥寡孤独篤癃貧不能自存者	布帛	布帛
											稻	稻	稻	稻人甘東	稻人甘東	稻人甘東	稻	稻
											稻	稻	稻	稻人甘東	稻人甘東	稻人甘東	稻	稻
											物	稻	稻	稻	稻	稻	稻	稻

賑給記事十例のうち問題のE例を除くと賑給の対象は「高年、八十以上」「鰥寡孤独」「老疾、篤癃」「貧不能自存、貧窮」のいずれか乃至はこれらの組合せとなつていて、大宝令制下の諸賑給記事をみても鰥寡孤独を除く賑給の対象は、旱魃飢疫による場合ですら八十歳以上であることが明らかにされている。⁽⁶¹⁾ たしかにE例だけを抽出すれば、「耆」を六十六歳以上と理解することもできるが、一連の流れとして把えるときいかにも唐突の感は否めないのである。

表六 十二直による比較

E D C	年月日	十二直	対象	内容
	持統四年正月甲午		鰥寡孤独篤癃貧不能自存者	京畿内八十以上
	持統四年三月丙申		稻人廿束	稻益服調役
	持統四年四月癸丑	成定	稻人廿束	稻人廿束

表七 十二直の復原

持統四年正月大

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁寅卯辰巳午未甲酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未建除満平定執破危成収開閉建除満平定執破危成収開閉建除満平定

C

持統四年二月小

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丙申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子執破危成収開閉建除満平定執破危成収開閉建除満平定執破危成

持統四年三月大

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未建除満平定執破危成収開閉建除満平定執破危成収開閉建除満平定執

D

持統四年四月小

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙丙丁戊己庚辛壬癸甲乙未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥満平定執破危成収開閉建除満平定執破危成収開閉建除満平定執

E

この日付を当時干支とともに日の吉凶あるいは行事の可否を占つたとされる「十二直」によって検証すると、持統四年の三例については次のような結果が得られる。

表七で明らかなように、十二直においてもC Dは「定」(さだむ)の日であるのにたいし、Eは「成」(なる)の日と、意味の異なる日があてられていることに注目したい。すなわち現象面だけをとらえるなら、この時期に特別な理由のないかぎり庶民一般が丑の日に物を賜ることはなかつたといえよう。

であるならこのE例は何であろうか。他のケースと決定的に異なり五千卅一人という具体的な数字をもつこの記事を、私は賑給の命令に対する中間報告なしとは結果報告が混入したものと考えたい。

す年齢区分呼称とした場合、前月丙午に同じ

京畿内の八十歳以上に賜つたと同量の稻が十六歳に与えられるのは「各有差」が原則の賑給の慣習になじまないと思われることである。第二はこれが行われた日の干支である。

前掲の賑給の行われた十例の日の干支をみると、申の日四回、午三回、辰二回、丑一回となる。

嶋宮の稻を人毎に廿束賜るとした記事Dは、他のケースと同様、単に下賜の決定を述べているが、その時点では下賜すべき対象の数は把握されていないのが普通である。問題のEは、このDを承けて十七日後の四月癸丑に、賜うべき人数が確定したことの、あるいは下賜が完了したことの報告であろう。

また賜わる稻廿束であるが、糲に換算すると一石である。この量はのちの慶雲四年七月、元明天皇即位に際して「給侍高年百歳以上、賜糲二斛。九十以上一斛五斗。

八十以上一斛⁽⁶³⁾」の記事にみる八十歳以上の量と一致する。すなわち稻廿束は、当時の八十歳以上の人々に対する賑給の基準であって、六十六歳以上の者にたいする賑給の量とするには無理があるのでないだろうか。

朝日本『日本書紀』ではこの部分を「耆老男女」としている。これにしたがえば、国史大系本の持統元年八月丁酉条「京城耆老男女皆臨慟哭於橋西」の天武葬送の記事とも一致をみる。したがつて持統四年四月癸丑条に示される「耆老耆女」は八十以上ないしは高年男女と理解して大過ないと思われる。

この日、持統四年四月癸丑は七日であるから、前年四月乙未（十三日）に死去した草壁皇子にかかる賑給で

あることは、特に嶋宮の稻と断つてあるところからも推察される。この特殊な賑給であつたために、他の賑給にかんする記録と異なる扱いをうけ日本書紀編纂に際して具体的な数字が収録された可能性も十分考えられよう。以上、E例の耆老耆女はすなわちD例の八十歳以上と同一対象であつたと推察し、大宝令前の年齢区分に「耆」の呼称は存在しなかつたことの一証としている。

おわりに

以上年齢区分呼称を手がかりとして、大宝令制度下の人民掌握の基盤となる大宝戸令三歳以下条の復原を行ない、この私案の検証を通じて、御野戸籍・西海道戸籍の様式上の異同はその依拠する令に関する問題ではなく、庚午年籍無改易を命じる大宝三年七月詔を軸とする時間の問題であり、両戸籍とも大宝令によつて規定されたものであるとする私説を述べ、さらにこの考察から令前法における年令区分と区分呼称および戸籍の形式にかんする試案を導き出した。

本稿は、未発表論文「大宝戸令老残条の復原およびその検証」と併せ、いわば大宝二年戸籍を史料として律令的人民支配にかんする考察を行なううえでの確認の手続

きというべき作業である。

所収)

以上の手続きをふまえて、律令的人民支配の具体像が如何なるものであつたかを「編戸」「兵士差点」を中心にして試みた二、三の考察が、本稿と相補う形で対応する。

本来、これらのテーマには御野、西海道両戸籍の異同にかかる重大な決め手となるべき問題が含まれており、例えば、両戸籍間の点兵率の相違や、御野戸籍にのみ示される少丁兵士の問題はこれまで多くの先学による研究が重ねられている。この点への言及を避けて両戸籍の異同を論ずることはできないのであるが、詳論を要するため、本稿ではあくまでも年齢区分呼称にテーマを限つたことをお断りしたい。

本稿は一九八五年成稿の『律令的人民支配をめぐる試論』の一部に加筆訂正したものである。終始、懇切な御指導を賜つた村山光一名誉教授、および大学院村山ゼミの諸氏の御助言に感謝の念を表させていただく。

(注)

(1) 川上多助「古代戸籍考」(『日本古代社会史の研究』)、平野博之「中男と少丁」(『日本歴史』二八一)。勝浦令子「律令制支配と年齢区分——中男を中心として」(『続日本紀研究』一九一)

(2) 滝川政次郎「新古律令の比較研究」(同氏『律令の研究』)

大宝戸令三歳以下条の復原およびその検証

(3) 「凡男女三歳以下為黃。十六以下為小。廿以下為中。其男廿一為丁。六十一為老。六十六為耆。無夫者為寡妻。」

(4) 「古記云。無夫者為寡婦。謂年五十以上也」

(5) 武徳令「諸男女始生為黃、四歳為小、十六為中、二十為丁、六十為老」

(6) 開元二十五年令「諸男女三歳以下為黃、十五以下為小、二十以下為中、其男年二十一為丁、六十為老、無夫者為寡妻妻」(仁井田陞『唐令拾遺』)

(略) 播磨大掾正六位上山田連古麻呂奏。臣竊見。正丁百姓或生五男已上。其年並登廿已上。乃輸庸調父子俱從課役。臣謂。合有優矜。伏乞。庶民生丁男五口已上者。免課役」にもみられる。この「丁男」は当時正丁は二十二歳であるところから「広義の丁」とみることもできるが、文脈からは「狭義の丁」とするのが妥当であろう。過渡期における正丁との混用の例か。

(7) 森田悌氏は天平六年出雲国計会帳に記載された「郷戸課丁帳」は、少丁・正丁・次丁を込にして称していると

された。森田悌「律令法制およびその展開」(同氏『日本古代律令法史の研究』)

(8) 二次丁・四少丁を一正丁に換算した単位としての「丁」については、時野谷滋「食封制と公民性」(同氏『律令国

家と貴族社会』)

(9) 軍防令兵士簡點条については詳論を要するため、稿を改めて述べる所存であるが、本稿の論旨と相違するものではない。

(10) 滝川政次郎前掲論文。

(11) 令狀所引の古説は内容から推して大宝令を注釈したものと考えられる。戸令集解應分条穴記所引の古記(国史体系本)が、柳原本、内閣文庫本ではともに古説となつてゐること(永利洋介氏の御教示による)からも集解令私記の引く古説は大宝令の注釈とみなしてよいと思う。

(12) 表二。川上多助、岸俊男、虎尾俊哉、今江広道、高橋崇説まで。高島正人「大宝戸籍の依令について」(『日本上古史研究』二ノ一)

(13) 高島正人「奈良時代の戸籍」(『歴史教育』昭和三十一
年五月号)

(14) 曽我部静雄「西涼及両魏の戸籍と我が古代戸籍との関係」(『法制史研究』七)。野村忠夫「正倉院より発見された新羅の民政文書について」(『史学雑誌』六二ノ四)。米田雄介「大宝令前後の兵制について」(『続日本紀研究』九ノ四、五、六)。平田耿一「大化大宝間の編戸と造籍」(同氏『日本古代籍帳制度論』所収)。関口裕子「律令国家における嫡庶子制度について」(『日本史研究』一
〇五)

(15) 川上多助前掲論文。

(16) 岸俊男「律令制の社会機構」(『日本古代籍帳の研究』)

(17) 岸俊男前掲論文。

(18) 母法とされる唐令での無夫に関する規定は戸令為戸条の条文としての復元が妥当との菊池英夫氏説(「唐令復元研究序説」『東洋史研究』三一ノ四)に賛同するが、日本令では令集解古記が条文と見做しうる文を含んでいること、為戸条古記にも「寡婦謂婦女耳。不必待五十以上也」があり、出雲国大税賦給歴名帳にみられる寡が五十歳以上であること、また同史料に示される鳏孤の規定が三歳以下条の年齢区分に従つてることから、寡婦の年齢にかんする例外規定が本条にあつたと見做し復原した。

(19) 大町健「戸令の構成と国郡制支配」(『ヒストリア』八
六)

(20) 曽我部静雄「力役制度における日中関係」(同氏『律令を中心とした日中関係史の研究』所収)。虎尾俊哉「ミヤケの土地制度に関する一試論」(同氏『日本古代土地法史論』所収)

(21) 大日本古文書一ノ一七三

(22) 大日本古文書一ノ一七三

(23) 大日本古文書一ノ二一一

(24) 大日本古文書一ノ一〇五

(25) 大日本古文書一ノ一七四

(26) 大日本古文書一ノ二一二

(27) 大日本古文書一ノ一七三

(28) 大日本古文書一ノ一二四

(29) この西海道戸籍に関する窮屈な解釈の一例として

「婦妾ト部犬手賣 年拾貳歳 少女」の記事をあげた
い。すなわち本来なら「小妾」とすべき犬手賣を「少女」
と記しているのは「凡男女」三歳以下為縁。十六以下為
小」の三歳以下条の規定を杓子定規に理解したためでは
ないだろうか。大日本古文書一ノ一四〇

(30) 養老戸令三歳以下条にみる「其女者非力役之例。故唯
舉男。若可注帳籍者。自依丁老耆法也」の義解は、おそ
らくこのような齟齬を防ぐために付されたものと考えら
れよう。

(31) 平野博之「中男と少丁」(『日本歴史』二八一号)

(32) 大宝令施行当時、少丁の語が官人たちに馴染んでいな
かつたと坂本太郎氏は「大宝令養老令異(同)二題」(同氏
『古典と歴史』所収)で示唆されているが、西海道戸籍
の一部に「小丁」の誤記がみられることでも証されよう。

(33) 大日本古文書一ノ二二三

(34) 井上光貞「庚午年籍と対氏族策」(同氏『日本古代史の
諸問題』所収)

(35) 岸俊男前掲論文。

(36) 『続日本紀』大宝二年八月癸卯条。

(37) 御野戸籍の六十一～六十五歳男は老残条の規定に従つ
て次丁、女も男子呼称にひかれて次女となつてゐるが、

おそらく本来意図された形は歴名部においては年齢区分

に従い老丁老女であり、戸口集計部で老丁のみが課役区

分呼称である次丁とするべきだつたか。

(38) 親族呼称について布村一夫氏は「御野国戸籍における

親族呼称はその他の計帳にくらべてより一括化されより
単純化されている」ことから「御野国戸籍のつかい方
は、もっとも発達している」とされた。「正倉院籍帳に
おける親族呼称」(『歴史学研究』二一二)

(39) 御野の男女別記については、大化改新後まず男子戸籍

が作成され庚午で女子を附籍したためとする平田耿二氏
説(前掲論文)があるが、ここでは口分田の男女班給額
の相違から「男女別記は受田計算において直ちに計算
しうる」利点を説かれた宮本救氏説(「大宝令の施行に
ついて」『続日本紀研究』四ノ一)に従う。

(40) 平野邦雄氏は正倉院における調査の際、受田記事にみ
られる擦り消しの跡に注目され「各戸別に記載した受田
帳の如きものがあつて、それを機械的に写しとつたため
の誤りであろう」と述べられ、竹内理三氏も西海道戸籍
に特徴的な受田記事が別筆によつて記入されたことを指
摘されている。竹内理三「正倉院戸籍調査概報」(『史学
雑誌』六九ノ二、三)

(41)(42)(43) 竹内理三、井上光貞、土田直鎮、青木和夫、

池田温「戸令・戸籍・計帳」上中下。(『日本歴史』一五
一～三)

大宝戸令三歳以下条の復原およびその検証

戸籍条復原に際し「近江大津宮庚午年籍を戸籍の原本として、永久に保存する制度は、大宝三年七月甲午の詔によりて創定せられたるものならむ。然らば大宝元年に成れる大宝戸令には『近江大津宮庚午年籍不除』なる注文は、存在せざりしものと断定せざるべからず。尤も集解古記には『水海大津宮庚午年籍莫除』とあれども、古記は先輩学者の既に云へる如く、養老令撰定後に成れるものにして、其の中には屢々新選と称して養老令の条文を引きたれば、古記中に見える右の文を以て直ちに大宝令中の注文となす能はず」との按を付して注を除外、「凡戸籍、恒留五比。其遠年者依次除」とのみ復原された。

井上光貞氏は「庚午年籍と対氏族策」でこの按に触れつゝ「続紀の記事と戸籍条の条文は同じことを言っているのではない」として庚午年籍に定姓の性格を付されたのであるが、滝川氏は両者の相違を前提としてその時間の前後を問題とされたのである。

(45) 早川庄八「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史』古代2)

(46) 村山光一「甲子の宜の『民部・家部』と天武四年詔の『武曲』について」(『史学』第五六巻二、四号。第五七巻二、三号)

(47) 武田佐知子「庚寅年籍と女子の初附」(原始古代社会研究会編『原始古代社会研究5』所収)

(48) 早川庄八前掲論文。

(49) 時間を問題とした従来の諸説はすべて大宝令の施行時期とのかかわりで論じられてきた。例えば岸俊男氏は「大宝元年には西海道においてすでに施行をみた」(前掲書)故に西海道戸籍を大宝令に依るとされ、高橋崇氏は「大宝二年の造籍」(『日本歴史』一〇一)で「元年八月以後遠からぬ時期に西海道をのぞいて施行された」とし、その理由を太宰府管内における文武四年六月頃の混亂によるとして、西海道戸籍を淨原令に依るとされる。また虎尾氏も「淨御原の班田法と大宝二年戸籍」(『史学雑誌』六三ノ一〇)で西海道への大宝令施行効果は造籍後とされている。

(50) 西海道戸籍の遅れについては岸俊男「十二支と古代人名」(同氏『日本古代籍帳の研究』所収)および、南部昇「庚午年籍と西海道戸籍無姓者」(井上博士還暦記念『古代史論叢』上巻所収)

(51) 御野戸籍少丁殘疾が次丁に含まれないことについて岸俊男「籍帳にみえる殘疾・廢疾・篤疾」(同氏『日本古代籍帳の研究』所収)

(52) 西海道戸籍の受田記事については諸説あるが、町段歩によつて表示されている受田額を淨御原令の遣制とは考えられず、また代制によつて算出したものを町段歩制に換算したともみなしがたいことから、たとえば梅田康夫氏が「大宝二年〔七〇三〕西海道戸籍の受田記事について」(『金沢法学』二八ノ二)で示唆される「大宝二年の

次の造籍、すなわち和銅元年の造籍に基づいて行われる班田のための予備的な資料」のような別資料からの加筆と考える。

(53) 例えば石母田正氏は「新律令を唐王朝に紹介することが大宝の遣唐使再開の一つの使命」とされる。「天皇と諸蕃」(同氏『日本古代国家論』)

(54) 筆者「大宝戸令老残条の復原およびその検証」(未発表論文)に詳述。

(55) 勝浦令子前掲論文。

(56) 「凡男年十五。女十三以上。聽婚嫁」

(57) 新訂増補国史大系『続日本紀』

(58) 浦田明子「編戸制の意義」(『史学雑誌』八一ノ二)

(59) 新訂増補国史大系『日本書紀』

(60) 日本古典文学大系『日本書紀』持統四年四月癸丑条頭注に「養老戸令では六十六為耆とする。六十六歳以上の男女か」とある。

(61) 寺内浩「律令支配と賑給」(『日本歴史』二四一)

(62) 具注暦中段。内田正男『歴日原典』に基く筆者の復原による(表七参照)。持統四年を例にとれば、二月戊午条「新羅沙門詮吉、級滄北助知等、五十人帰化」および五月乙酉条「百濟男女廿一人帰化」はいずれも「平」(たいら)の日であり、「以帰化新羅韓奈末許滿等十二人于武藏國」の記事をみると二月壬申は「定」(さだむ)にあたり、また旱魃による「祈雨」を行つた四月戊辰は「開」(ひらく)

の日であるなどの現象が示されている。十二直の全般的復原とその分析は機会をえて発表したい。

(63) 新訂増補国史大系『続日本紀』